

宇部市史執筆要領（案）

一 趣 旨

この要領は、宇部市史資料編、通史編の執筆について、必要事項を定めるものとする。
ただし、資料本文については、別に校訂要領を定める。
ここに定めるもの以外については、各専門部会ごとに定めるものとする。

（例 示）

二 書 式

縦書きを原則とする。ただし、資料編考古、統計・図表・地（絵）図および特に横書きを必要とするものを除く。

三 表 記（文体・用字・用語等）

- 1 記述は、平易な口語体とする。
- 2 漢字は、原則として、「常用漢字表」（昭和五十六年十月、内閣告示第一号）および「人名用漢字別表」（昭和五十六年五十六年法務省令第五十一号別表第二）に従う。
- 3 固有名詞、歴史的名辞等で難読のものには、平仮名でルビをつける。
- 4 仮名遣いは、「現代仮名遣い」（昭和六十一年七月、内閣告示第一号）に従う。
- 5 送り仮名は、「送り仮名の付け方」（昭和四十八年六月、内閣告示第二号）に従う。
- 6 代名詞・連体詞・副詞・接続詞・助動詞は、原則として平仮名を使う。
- 7 地名・人名・役名等の名詞を並列させる場合は、中黒点（・）を使用する。
- 8 個数を表す「箇」、「ヶ」、「カ」は、すべて「か」に統一する。
- 9 漢字の反復記号は使用する。仮名文字の反復記号は使用しない。
- 10 その他、詳細は次の執筆細則による。

四 執筆細則

- 1 敬語・敬称
文中の人名には、敬語・敬称は使用しない。
- 2 固有名詞
 - 1 難読の人名・地名には、平仮名でルビを付ける。
 - 2 外国の人名・地名等で漢字で表記された難読のものには、片仮名でルビを付ける。
 - 3 固有名詞は原則として「常用漢字表」の新字体を用いる。
- 3 地名

ゝである。

引用文は原文どおりとする

又↓また
総て↓すべて

三カ月ゝ三か月

人人↓人々
かゝる↓かかる

1 歴史的な地名を表す場合は、その時代に用いられたものを使用し、その下に現市町村名等を（ ）で付記する。県外は県単位までとする。

2 外国地名の表記については、（財）教科書研究センター編著「新地名表記の手引」（平成六年四月十日刊）年四月十日刊）に従う。

4 人名

1 人名は、広く使われているものを用いる。必要に応じてその下に（ ）で、号・通称等を示す。

2 外国人の姓名の表記は、外国の地名表記の原則に準ずる

5 年齢

年齢は、原則として数え年で表す。

6 地図記号

地図記号は、特殊なものを除き、国土交通省国土地理院発行地図記載のものによる。

7 数字

1 算用数字を用いるが、必要に応じて漢数字も使用する。

2 万・億・兆の単位は用いるが、原則として、十・百・千の単位語は使用しない。

3 概数には、読点を使用する。

4 小数点以下の数字のある場合は、中黒点（・）で示す。

5 数量の幅を示すときは、波形記号（～）等を用いる。

6 次のような場合は、算用数字、単位記号等を用いる。

ア 横書きの場合

イ 横書きの表・統計

ウ 写真・図版・表等の番号

8 度量衡

1 度量衡の単位は、片仮名で「メートル」、「キロメートル」、「平方メートル」、「キログラム」と記す。

2 旧来の度量衡の単位を使用する場合は、（ ）内に適宜メートル法を注記する。

9 分数とパーセント

1 分数は「三分の一」、「二〇分の一」と記す。

2 %は「パーセント」と記す。

10 ページ

ページは「頁」等と記す。

11 年号・年月日

1 日本年号を用い、その下に（ ）で西暦を入れる。ただし、西暦を入れるのはすべてではなく、適宜目安となるだけとする。

なお、近代以降は西暦を用い、その下に（ ）で日本年号を入れることもある。

「龍」と「竜」

二兆五四二億三四万
八三〇〇円

一・五倍
三〇〇～三〇六点

大宝元年（七〇二）

2 明治五年十二月二日以前は陰暦を用い、その後は陽暦とする。

3 年月日及び世紀の表示には原則として十を使用する。ただし、西暦には使用しない。

12 引用文

1 引用文はできるだけ少なくする。

2 やむをえず長文の引用を行う場合は、行替え方式とし、引用部分はすべて本文より二字下がりとすることもあ
る。

この場合、その大意を本文中に叙述する。

3 本文において、原資料や図書・論文等を直接引用して記述する場合は、「」で掲出する。

13 注記

注記の必要がある場合は、できるだけ簡潔に記し、本文中の当該部分の下に（ ）で記入する。

14 典拠

1 本文の記述について、主として依拠した文献は、適当な場所に注記する。

2 引用文等の典拠の表示方法

ア 宇部市史資料編の場合

該当箇所を明示する。

イ 図書・論文等の場合

編著者名、図書名、発行年等を明示する。

15 資料所蔵者の表記

1 住所 県外の場合、県名を記す。

県内の場合、市町村名を記す

2 氏名 ○○△△氏蔵とする。寺社文書は、○○神社蔵、△△寺蔵とする。

3 表示の位置 各部会の定めるところによる。

16 図・表・写真

1 図・表・写真は、原則として編ごとにそれぞれ一連番号と表題をつける。（口絵写真については、各部会の定めるところによる。）

2 図・表は、作成の際に使用した文献・資料名または提供者等を注記する。

3 写真は、必要に応じて出典または提供者名を注記する。

17 法令等の取り扱い

原則として、公布の日でとる。

（付則）

1 この要領は、令和 年 月 日○○委員会において決定した。

2 この要領は、必要に応じて改訂することができる。